

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和元年12月3日(火)

午後 1時50分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(6名)

| | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 関 誠一郎 君 | 副委員長 | 鯉 渕 秀 雄 君 |
| | 河原井 大 介 君 | | 藺 部 一 君 |
| | 片 岡 藏 之 君 | | 藤 咲 芙美子 君 |

欠席委員(1名)

小 林 祥 宏 君

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議 長 小 坏 孝 君

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------|---------|
| まちづくり戦略課長 | 大曾根 直 美 |
| 総 務 課 長 | 鯉 渕 和 己 |
| 財 務 課 長 | 山 崎 秀 樹 |

職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 阿久津 雅 志 |
| 書 記 | 藤 田 真 紀 |
| 書 記 | 高 丸 哲 史 |

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

(1) 令和元年第4回議会定例会の運営について

① 議事日程について (資料1)

② 一般質問について (資料2)

③ 会期日程(案)について (資料3)

④ 陳情の取扱いについて (資料4)

(2) 令和2年議会運営について

(3) その他

5 閉 会

午後 1時50分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、定刻前ではございますが、ただいまから令和元年第4回議会定例会に伴います議会運営委員会を開催させていただきます。

小林委員からは欠席ということで承っております。

それでは、ここで副議長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

委員長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） 委員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。本日の会議は来る12月10日に予定されております令和元年第4回議会定例会に提案される予定の案件及び一般質問について確認し、会期日程について決定をするものであります。

慎重なる審議と委員会運営に特段のご協力をお願いいたしまして、挨拶いたします。

議長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

続きまして、小坪議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

第4回城里町定例議会開催に当たりまして、議会運営委員会が開催されますこと、本当にご苦労さまでございます。慎重審議をよろしくをお願いいたしまして挨拶いたします。

ご苦労さまでございます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。ここからは副委員長の議事進行で会議運営をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくをお願いいたします。

協議事項

○委員長（関 誠一郎君） それでは会議に入ります。

まず（１）番、令和元年第４回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①の議事日程について事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議事日程につきましてご説明申し上げます。

１ページの資料１の議事日程をごらん願います。

定例会の議案関係は日程第３からでございます。

承認第７号、専決処分第７号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第５号）の承認を求めることについてから日程第19、議案第84号 人権擁護委員の推薦についてまで17件の議案でございます。

続きまして、陳情は日程第20、陳情第７号 国道123号線沿い（城里町那珂西）振動に関する陳情。次に日程第21、陳情第８号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー等の公共交通を維持・活性化する施策推進を求める意見書の提出を求める陳情、以上２件の陳情書の提出がございました。

最後に、報告関係でございます。報告第59号 城里町議会視察研修報告書から報告第88号 例月出納検査報告（９月、10月、11月執行分）までの30件となっております。

以上、本定例会に提案されますのは承認１件、議案16件、陳情２件、報告30件、合わせて49件でございます。

以上、議事日程についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） それでは、説明が終わりましたので、ここで議事日程に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

藤咲委員。

○委員（藤咲美美子君） 議案もさながら報告がものすごく多いんですけれども、こんなに報告が多くていいんですか。これは審議しなければならない案が結構入っているのではないかと思うのですけれども、報告だけで済ませていいのでしょうか。ちょっと疑問に思いますが。

○委員長（関 誠一郎君） 報告、執行部から聞く。

では、総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告が多過ぎるということなんですけれども、今回成年被後見人の件に関する事で、何本かあります。それと、来年度から会計年度任用職員という制度が始まります。それに伴う報告が、報告でいうと67から77まで、これが全て会計年度任用職員関係の規則になります。もちろん規則でありますので、報告という形でさせていただきます。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議決案件というのは、条例以上、条例以上というので

すか、条例以上で議会の議決に諮らなければならないという決まりがございまして、これは全て報告事項は規則とか要綱とか条例の以下にぶら下がるもので、議決案件ではございませんので、これは報告で間違いございませんので、申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○委員（藤咲芙美子君） わかりました。では、いいですか。これ一つ一つ、では議会の中で説明はしてくれるのでしょうか。

○委員長（関 誠一郎君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 前回からここも説明ということでしたので、全協の中では説明は予定はしています。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 質問はできますか。報告に対しての質問。疑問あるいは質問などできます。

○委員長（関 誠一郎君） 総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） それはこちらで、議会運営委員会の方で、うちのほうで聞くことではないです。前回から質問もありましたと記憶はしているんですけども。

○委員（藤咲芙美子君） わかりました。では、質問させていただきます。

○委員長（関 誠一郎君） その質問の中で藤咲委員、3回までというルールです。

○委員（藤咲芙美子君） 3回まで。

○委員長（関 誠一郎君） 3回まででよろしく申し上げます。報告も3回までで。よろしいですか。

○委員（藤咲芙美子君） わかりました。

○委員長（関 誠一郎君） よろしく申し上げます。

ほかに。進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、次に②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは一般質問についてご説明いたします。

3 ページ、資料2をお開きください。

今回の一般質問者につきましては、6名の議員さんからの通告がございました。

通告順にご説明いたします。

まず1人目といたしまして、議席番号12番杉山議員より通告がございました。2項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして4ページ、議席番号1番桜井議員より通告がございました。4項目の質問が

ございまして、質問の要旨、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

2番加藤木議員より通告がございました。3項目の質問でございまして、要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。

議席番号4番藤咲議員より通告がございました。2項目の質問でございまして、要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして7ページ、議席番号6番菌部議員より通告がございました。3項目の質問でございまして、要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして8ページ、議席番号8番河原井議員より通告がございました。4項目の質問がございまして、要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、一般質問についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） それでは、説明が終わりました。

一般質問について質疑ある方はご発言願います。

副委員長。

○副委員長（鯉渕秀雄君） これ、受付番号6番河原井大介さんの一般質問の中で、J2ホーリーホックについての報道関係の質問があるのですが、これはちょっと町としてのあれにはなじまないのではないかと思うのですが。

○委員長（関 誠一郎君） でも、その結局ホーリーホックで報道した経緯についてを聞きたいんじゃないですか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だって、経緯は町はわかっていないでしょ。

○委員長（関 誠一郎君） でも、ある程度報告は受けたのではないですか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） いや、報告を受けたにしてもこれ、民間のものですから。やはり議会での一般質問には、なじまないような気がするのですが。これに対して町長はどう答弁するのか、なかなか難しいと思うんですけども。

○委員長（関 誠一郎君） ただ、町長がわからなければわからないで……。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だったら最初からやらなくてもいいんじゃないですか。民間のものですから。

○委員長（関 誠一郎君） それは、やるかやらないかは町長の……。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 議運の中でやはり民活の問題を一般質問で取り上げるというのは、ちょっとなじまないと思うのですが。これ、何でもできるようになっちゃうでしょ、こんなことしたら。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） その件について、この件について私も初めて見たんですけど

も、ホーリーホックは我が町で2,500万、毎年毎年出しています。そういうことも考えて、関連づけること等もありまして、100億円のスタジアムというのはどういう考えなのか、どういうことを考えてやっているのか、町民にも説明する義務もありますので、私はここで取り上げても全然問題ないと思っていますので、やっていただきたいと思っています。これはホーリーホックの問題だとかそういうことではなくて、町全体でもお金を出していることもあるので、やはりそれはやっても問題ない項目だと思っています。やっていただきたいと思います。

○委員長（関 誠一郎君） ほかに。
議長。

○議長（小坏 孝君） 私も本当にこれは残念だなと思うのは、クラブハウスと人工、天然芝の、J2、J1に上がるためのそういう施設をつくってやって、まだ始まって2年目ぐらいでこういう100億円も計画があるんだったら、当初からこういうのを議会にも説明をしておいてほしかったと思うし、これはやはり、大介くんが質問するのもこれ、ちょっとはわかる範囲で、やはり町だの議会にも本当はホーリーホックが説明してこういうのを報告発表をする義務があると思うんです。藤咲さんが言ったように年間2,500万もかけて管理までこっちがやってやっているという立場だから、これは急に副委員長がとめるというアレでもないと思うし、これは認めてやらせてやってほしいと思います。

以上です。

○委員長（関 誠一郎君） ほかに。
菌部委員。

○委員（菌部 一君） そうですね、確かに町としてもこれ、やはりその知らないとか関係ないとは言えないと思うんです。結局その、じゃ、今までその議長が今言われたように町が応援してきた形の中でうんと変わってくる点もあるかもしれませんので、それは町長は直接関係はしていないのかもしれないですが、町としての考えもここで聞いておくのも大事だろうと私は思います。

○議長（小坏 孝君） これぐらいの計画があるのだったら、自分らでクラブだの、練習場もやってくれたらよかったんじゃないかなと私は憤りを感じていますね、これは。こういうのを一方的に発表されて。

○委員長（関 誠一郎君） 片岡委員。

○委員（片岡藏之君） これで括弧のほうで100億円のスタジアムということでスタジアムに質問が及ぶわけです。そうすると、新聞報道で読んだ限りでは、要するに民民でやるんだっていうような、その内容の書き方をしていましたよね。沼田社長もそのような考えで話をした内容だと思うんですけれども、そうすると民民でやることについて行政が首を突っ込むというのは、私は余りいかなものかと思うのですけれども。

○委員長（関 誠一郎君） いや、首を突っ込むどうこうではなくて、その状況、この内

容を町がどれだけ知っていて、どれだけの情報を得ているかということを一一般質問ですから聞きたいのであらうと思ふんです。

○議長（小坏 孝君） これ、まちづくり課長、河原井議員が質問したいやつは、ホーリーホックへ行って、事前に調査をして、もれなくその町長が答弁できるように努力してください。一応、やはりこういうのも2年で計画があるんだったら、最初からそういう、我々にもそういう計画を示してクラブハウスをつくってもらったんならいいけれども、全然新聞に出したっていまだに議員にも説明ない、それで俺は憤りを感じているのは、クラブハウスのところに本社機能を持ってくるなんて言っていて、その返事も今年の4月、3月かな、定例会前に正副議長と委員長で社長に尋ねたんですけれども、その答えは役員会で協議をして報告しますというのは、いまだに返事も持ってこないし、やはりそういうのを考えれば、やはりこれは河原井議員の一般質問は妥当だと思うし、やはりそれに関して努力して、町も事前に河原井君が聞きたいやつを事前にホーリーホックから、やはりちゃんとスピーディーな答弁をするように努力してください。

○委員長（関 誠一郎君） 副委員長。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 今小坏議長が言ったように、その本社機能をこちらに持ってくるというようなことは、誰が聞いているんですか、そういう話は。議会としてはまずないでしょう、そういう説明は。

○委員長（関 誠一郎君） いや、協定書でもう、最初に……。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 協定書というのは、僕らには全然把握されていないもの……。

○議長（小坏 孝君） いや、それは前なんだよ。配られているんだから。議会で配ったんだよ。議会の説明に。

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 私の質問に対して削除しろというように副委員長はおっしゃることですし、それから片岡議員からこの問題が、その民間とのその話のそれを削除する意図が、ちょっと私には理解できないので、もうちょっと説明していただけますか。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 普通に民活の事業ですから、それに行政は余り関与しないほうがいいということです。あくまでも民活の事業ですから。

○委員（河原井大介君） それだけでいいんですか。ご意見はそれだけですか。もっとあれば教えてください。

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） とても大事なことなので、ちょっとお聞かせいただければ助かります。

○議長（小坏 孝君） 副委員長、これ、民活民活というけれども、民活で金が流れていないのなら、そういうことも言えると思うのだけれども、アツマーレの中で毎年2,500万の金を出して管理をして、そこで練習をさせているという、それでクラブ、あの3億何千

万くらいの工事費だって、グラウンドを造るのにも金が流れているし、それが民間だから民間だから質問できないという言葉はあり得ないと思うんです。

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 恐らく片岡委員もそうだと思いますが、鯉淵委員もそうだと思いますが、私が質問することが何かネガティブ、マイナスのイメージの質問をされるというふうなイメージをお持ちなのかなと推察するのですが、これは全く違う話で、だって町は今スポンサーをやっているわけですよ。知らないなんてことはあり得ないので、まずそこを抑えていただきたい。それ以上に何か民間で触っちゃいけないというお話を、ちょっとお二人から実は聞きたいなと思って、今。どういう理由でこれを削除させたいというのか。削除できる理由が、正当性があるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

ないんですか。ないのだったら質問しますけれども。

○副委員長（鯉淵秀雄君） ないって、言っているでしょうよ。民活の事業なんだから行政は、議会としては余り口を挟まないほうが、民活の事業だから。これがいろんな関連だとか何だとかいったら何でもできる一般質問になっちゃいますよ。それでなくとも、なりつつあるんですから。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） やはりこれは、2,500万をホーリーホックに出しています。年間。

〔「2,500万じゃない1,700万です」と呼ぶ者あり〕

○委員（藤咲芙美子君） ですので、これは削除する理由は全くありません。これはもちろん議員の町民に知らせる意味のことであって、必要なことだと思います。いい機会だと思ってしまいますけれども、町民全体に知らせる意味でも、やはりホーリーホックの報道が100億円のスタジアムをつくるというのはどういうことなのか、町長に確認するぐらいのことだけはできるじゃないですか。何でそれを消さなければいけないんですか。それは私はわからない、そのことについてはわかりません。ですので、幾ら民営だとか何とかと言っても、これは町がかかわっている重大な問題ですので、当然できるものだと思っております。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 町がかかわっている、町がかかわっていると言いますけれども、要はそうしたら第3セクターにまで一般質問できるということになりますよ。これは、前回の議会としてはタブー視されてきたことです。そんなことしたら。

○委員（河原井大介君） 第3セクターの質問は、山桜の不正金へのお金の管理について質問しているじゃないですか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） それは町のほうから説明があったからできたわけでしょ。

○委員（河原井大介君） だって、これだって町は今までおつきあいして協定書を結んでいるんですよ。J1の株式会社、しかも社長がやめるという話も出ているでしょ。だから、

その理由を教えてください。だめな理由。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 民活の事業に口を出すなということです。

○議長（小唄 孝君） 民活じゃねえって。これは。皆さんの税金が一部入っているんだから、これは税金がホーリーホックに……。

○副委員長（鯉淵秀雄君） これは議会としてもう、認めてアツマーレをやって開設したんでしょ。それを議会としても認めているんだから……。

○議長（小唄 孝君） 何でそんなに副委員長……。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 民民のものに口をさすなということですよ。

○委員（河原井大介君） ちょっといいですか。法的な解釈を多分ご理解していないんだと思うんですよ。いいですか、我々協定書を結んでいるんです。水戸ホーリーホックと。あれは法律的な解釈でいうと契約書なんです。何かあったときにはあれが法的に適用されるんです。関係ないなんてことはあり得ないんです。それともう1点言いますけれども、住民の方から少なくとも僕は16名の方から、これについてどういうふうになっているのというふうに私のもとに届いています。議会議員が町の町民の代表であるならば、その思いをちゃんと代弁して議会で聞くことが問題であるという根拠があるのだったら教えていただけますか。発言してはいけない根拠があるのだったら教えてください。よほどそっちのほうで……。

○議長（小唄 孝君） ちょっと暫時休憩して、民活が一般質問できないという文言は……。

○委員長（関 誠一郎君） 民活といっても、やはり結局町とホーリーホックは一方で……。

○議長（小唄 孝君） 俺はそう言っているんだけど……。出来ない一般質問があるんだかどうか……。ちょっと局長、県のほうに聞いて。

○委員長（関 誠一郎君） これに関してもやはり町民が興味を持っていることだと思うんですよね。

○議長（小唄 孝君） これは補助金がいったり、工事費がいったりして、そこを使用している以上は、やはり一般質問はしなくてはならないと思っているし、これはなんぼ民活だと言ったって、一部皆さんの税金が流れてあそこをつくっちゃった以上は、2年くらいで使っちゃって、自分らがつくると言うんだったら、2年前に始まるときにこういう計画があるんですよと示して、そのあれでクラブハウスをお願いします、我々はクラブハウスをつくってJ1に上がるための手助けをしたということなんだから。それでクラブハウスがなければ、天然芝のグラウンドとクラブハウスがなければ、J1に上がれないからというために、それを手助けしてやっただけだから……。

○委員（片岡藏之君） 懐まで行政が調べることはないでしょという話です。

○委員（河原井大介君） 誰もしゃべるなんて言っていないですよ。俺、一言でも言いました、経済状況とかそれを全部教えろなんて話はしていないです。新聞報道の中身についての確認だけです。

○委員（片岡藏之君） だから、要するに新聞報道の中に言っているのは、要するにそういうことまで聞きたいと……。

○委員（河原井大介君） ああ、違うな。新聞報道の中身にたどり着くまでに幾つかの紆余曲折の経緯がある訳ですよ。それについて、じゃ、どういう関係性を持っているのか確認しないわけにはいかないじゃないですか。

○議長（小塚 孝君） 鯉淵さん、一般質問できないという文言をちょっと示せよ。民活でできないっていうのを。今暫時休憩してさ。

○委員（片岡藏之君） 行政は行政、あくまでも民間は民間で、行政は民間の手助けをする、ただ、それだけじゃない。

○委員（河原井大介君） 城里町のアツマーレと、このスタジアムとJ2のホーリーホックの中身について誰がどのように今まで話したんですか。

○委員（片岡藏之君） 河原井議員は、河原井議員は要するにその、どういう質問の内容するのかわからないですけど。

○委員（河原井大介君） わからないんだったらとめてはだめでしょ。

○委員（片岡藏之君） でも、この内容まで行くというと、要するにその懐の内容が、民間の懐の内容まで手を入れるような内容のお話でしょ。

○委員（河原井大介君） 全然。全然レベルが違う、話のレベルが。全くね、言いますよ。AとBとCがあって、どれにも当てはまらないです。そのプランに。今お話しされている個人的な感情も民間の問題もさらに運営の仕方も全くありません。だって、それは……。

もし、どうしてもだめだったら議長、とめるんじゃないですか。とめていいんじゃないですか。それはやめてくださいと。発言をとめますから。

○委員（藤咲芙美子君） 取り下げる必要はない。

○委員（河原井大介君） いや、取り下げないですよ。やりますよ。やりますけれども、質問の内容により、もしおかしいことがあれば指摘していただければ、その都度対応させていただきます。柔軟に。ただ、言っておきますけれども、民間だ行政だと言っている時代ではないですよ、もう。まず、それが根本的に間違っているから、だって既にもう、やっているんです。行政が運営しているじゃないですか。アツマーレと一緒に。家賃収入入っています。

○委員長（関 誠一郎君） 予定どおり河原井君のホーリーホックに関して質問内容を削除しないということで、よろしいでしょうか。

〔「はい。結構です。」と呼ぶ者あり〕

河原井委員。

○委員（河原井大介君） ある意味、その質問の中身についてよく私と話もしていないし、内容について何か一方的に何か悪いようなイメージの話に、ネガティブなイメージを持っていらっしゃるんですけども、そんなことは言われる筋合いは全くないので、はっきり言

って。それはだって、内容を私は説明していないです。今から原稿つくる内容だし、しかもそういった意見があるということは重々承知しましたので、ある程度そういった複雑な民間の懐に手を突っ込むような話はするべきではないというご指導をいただいたので、それはそのとおりでだろうというふうに理解をしていますから、先ほどの話は一般質問をしてよろしいですか。大丈夫ですか、これで。それで納得していただけます。途中で本会議でとめるとか、そういう発言はまさかないですよ。

〔「一般質問ではとめることはできないから」と呼ぶ者あり〕

○委員（河原井大介君） いや、それは確約していただきたい。大丈夫ですか。

〔「その時点は議長で」と呼ぶ者あり〕

○委員（河原井大介君） そうですよ。

○委員長（関 誠一郎君） では、そういうことで会社の内容を云々深く掘り下げたようなことは差し控えて質問のほうをよろしく願いいたします。

事務局の説明どおり、質問者は合計6名で通告書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

次に、③の会期日程（案）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、9ページ、資料3をごらん願います。

令和元年第4回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明申し上げます。

第4回議会定例会の開催につきましては、12月10日火曜日が初日となるところでございます。まず、初日の10日火曜日には、提案理由の説明、議案、陳情、委員会付託を、翌11日は一般質問を行い、散会する日程となっております。今期の一般質問者は6名でございましたので、1日といたしました。

翌12日からは議案調査、議事整理といたしまして休会とし、17日火曜日には質疑、討論、採決、さらには陳情の審議結果の報告を受けまして、閉会と予定したものでございます。

なお、参考までに10ページに平成30年度の開催実績を添付してございます。

以上、第4回議会定例会の会期日程（案）でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりましたので、会期に対するご意見、ご質問等をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） それでは、会期につきましては12月10日から12月17日までの8日間とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） それで、最終日なんですけれども、17日なんですけれども、最終日なんですけれども、一般質問を一人残して暫時休憩して、議運を開いて、日程を決めていたわけなんです、今回6名ということで時間も結構かかるのかなというように推測しますと、最終日の17日に関しては一人残して議運を開くのではなくて、きょうここで2時ということで決めたいと思いますが、どうでしょうか。最終日。

○委員（藤咲芙美子君） 14時。

○委員長（関 誠一郎君） そう、14時。

○委員（藺部 一君） 最終日ね。

○委員長（関 誠一郎君） 2時で、午後2時から。ということで、きょうここで決めたい、おきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） では、17日最終日は開会午後2時からということで決定したいと思います。

ありがとうございます。

次に、④陳情の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、11ページ、資料4をごらん願います。

今回は2件の陳情書の提出がございました。初めに12ページをごらん願います。

陳情第7号 国道123号線沿い（城里町那珂西）振動に関する陳情でございます。提出者は代表者の那珂西1区長、寺門千寿様ほか中妻区長、小野瀬忠幸様、那珂西2区長、西野輝道様、那珂西3区長、須藤修一様の4名の連名となっております。

13ページをお願いいたします。

陳情の内容でございます。国道123号線沿いの下水道面、陥没はなくなりましたが、大型車が下水道のマンホールを踏むことで振動がひどく、特に夜間目が覚めてしまうほどです。東日本大震災後、8年が経過していますが、いまだに振動に悩まされています。まず第一に振動の原因を追究していただきたい。振動計による現状把握、地質調査で地盤調査など振動原因の把握後工事等により解決していただければと思います。茨城県水戸土木事務所等の調整、協議も要望いたしますというような陳情となっております。

続きまして、14ページでございます。

陳情第8号 ライドシェアの導入に反対し、タクシー等の公共交通を維持・活性化する施策推進を求める意見書の提出を求める陳情でございます。提出者は水戸市宮町1-216-12、新星自動車株式会社内全国自動車交通労働連合会茨城地方本部。執行委員長吉田雄一様です。

陳情の内容は、政府が進めているライドシェア導入に反対し、安全・安心なタクシー等の地域公共交通の維持、活性化の施策を推進するため日本国政府に対して意見書を提出されますよう陳情いたしますというような内容でございます。

陳情は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局にお願いしたいのですけれども、ライドシェアという言葉、説明をいただけますか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 私が調べたところ、ライドシェアというのは中国とかアメリカで、今スマホのアプリがありまして、近くを走って北の方向に行きたいというと、スマホに出るようで、そのボタンを押すとそのタクシーというか、乗り合いタクシーに連絡したり、もしくはその乗り合いタクシーではなくて個人、個人で私は北のほうに行くよと登録すると、ちょうど場所があっているからその人に連絡が行ってという、日本の許認可に合致していない交通手段です。これがアメリカ、中国では非常にはやっているらしくて、これが今試験的にも導入されて、闇というんですか、裏社会、裏というか、それでも行われているようなことがあるようでして、それにタクシー業界は、それをやられてしまうと潰れてしまうということで法律違反ですから反対してくださいという内容だと思います。

○委員長（関 誠一郎君） はい、わかりました。

それでは、説明が終わりましたのでここで陳情に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 陳情8号、今事務局のほうから説明がありましたけれども、ちょっともう少し詳しく知りたいんですけれども、要するに個人のやり方が今の認定している今の日本の制度に合致していないから、闇取引になっているからそれを許していいのかどうかということなんですか。

○委員長（関 誠一郎君） そういうことですかね。

○委員（藤咲芙美子君） ということ。やっちゃいけないでしょと。取りやめてほしいという陳情の……。

○委員長（関 誠一郎君） 要するに国土交通省としては、タクシーは個人が申し込んで目的地まで行くと。要するに途中で相乗りというの、それはやめてほしいというような……。

○委員（藤咲芙美子君） これ、やっちゃいけないんですか。それを聞きたい。

○委員長（関 誠一郎君） みたいですね。これはこの文言では。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そもそも、現在の法律では想定していない使い方、ライド、ライド、乗る、シェアだったらライドをシェアする、みんなで共有するから、正直友達同士で乗り合いには法律には全然、何というんですか、触れないんです。でも、それ

でお金を取っちゃうと白タク行為で犯罪ですよ。ここが微妙なところで、友だちだよと言っちゃえばそのまま使えちゃうし。

○委員（藤咲芙美子君） そういうことをやっているんだ。やっているから出てきているのね。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 局長、これ登録しなければできないですよ。個人。別なの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 「白タク」行為の解禁・導入を求める動きが出ていますと、でこれで、だから、法律に基づいていないからそれを認可するなど。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 国交省と進めているやつとはまた別のやつなの、これ。都市部でこれやっている。

○議会事務局長（阿久津雅志君） テストはやっています。

○副委員長（鯉淵秀雄君） テスト。要するに個人で登録をしてマッチング……。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ですから、それを許可するなよということなんです。

○副委員長（鯉淵秀雄君） それを許可するなよという……。

○議会事務局長（阿久津雅志君） しないでくださいという陳情なんです。

○委員（藺部 一君） 委員長、それってテレビなんかでも報道であるように、結局外国の方が自分の国の方をLINEあたりで日本に来て募集して、それで移動している、そういうのってありますよね。多分そういうのも視野に入れてのあれじゃないんですか、わからないけれども。

○委員長（関 誠一郎君） 片岡委員。

○委員（片岡藏之君） テレビ等で報道されているのは、要するに営業ナンバーをつけた車に対して、その利用者が登録をして携帯のアプリで近くにいるその者を呼び出すというようなやり方ですよ。それで、行き先が同じならばそれに先に乗っている人がいればそれに同乗するというような内容のあれをテレビでやっていましたよ。

白タクというものは、当然国では認めていないわけですから、これは当然やってはダメな……。

○委員長（関 誠一郎君） 要するに国の基準が試験的にやっても、まだ結局、骨子も何もできていない状態ですので、この陳情に関してはやめてほしいと。まだまだ整理がされていないからやめてほしいというような陳情なんだよね。この陳情に関して付託される委員会で協議をしていただきたいと思いますが。

○副委員長（鯉淵秀雄君） それともう一つ、これ、総務課かな、これ。123号線。これ、国道なんで町が積極的にこういう振動関係を調査するということは可能なんですか、これは。

○総務課長（鯉淵和己君） そこまではないと思うんですけども、可能ではないと思うんです。国道ですので……。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 国道ですよ。だから、町が取り次いで国に話して、県でも

いいですが、国道事務所があるからあれですが、そこと協力し合うという可能性というの
はあるんですか。どうなんですか、これ。だって、これ、震災というか東日本大震災以降
がかなりひどくなったということで、それ以前からこういう振動というのはあったはずで
すよね。

○総務課長（鯉渕和己君） 何とも言えないですけども……。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、その辺が結局なんで、あくまでも国道ですので、こ
れは町が積極的にできるのかできないのか。

○総務課長（鯉渕和己君） 積極的にはできないと思います。

○副委員長（鯉渕秀雄君） それによってこの陳情を受けるか受けないのかというのが出
てきちゃうと思うのですが。

○委員長（関 誠一郎君） 総務課長。

○総務課長（鯉渕和己君） 昨年まで私、都市建設課のほうにいましたので知っている範
囲でお答えしますと、国道123号線は水戸土木事務所の管理管轄です。当然、城里町も通
っていますので道路の要望とかは出てきますけれども、それは町でやるということはほぼ
ありません。大体土木事務所にこういう要望が上がっていますということでつなぎます。
まれに工事をやるのは占用物、例えば下水道のマンホールの周りが穴が開いたというとき
には、町でも修繕ぐらいはします。

○副委員長（鯉渕秀雄君） それは許可をもらってやっているわけですよ。

○総務課長（鯉渕和己君） そうです、もちろん。そういう状況です。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） これ、町に関することではないと言いますが、確実に那
珂西の振動なので町に関することです。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 藤咲さん、僕はそういうことを言っていないでしょうよ、町
に関することじゃないなんて。これ、あくまでも国道なので、町が積極的にそういう振動
関係を調査することができるのかと聞いているんです。

○委員（藤咲芙美子君） わかりました。わかりました。

○副委員長（鯉渕秀雄君） そんな言いがかりのようなこと言わないでくださいよ、もう。

○委員（藤咲芙美子君） わかりました。すみません。

では、町で議員としてもやはり検討して、こういう陳情が出されているということでは、
日常生活が脅かされているのではないかというようなことを感じて出しているんだと思う
んです。だから、そういうところに真摯に耳を傾けてあげるということを必要なんじやな
いかと思うんです。やはり、こういうのが国のことだからといって、ちょっと町では受け
られないというようなことではなくて、やはりどういうところにどんなふうな状況がある
のかというようなことをきちんと把握した上で、そして議会としても国に言うのであれば、
国にきちんと出してもらおうというようなことで、提出してもらおうということでやっていい

んじゃないかと思うんです。

○副委員長（鯉渕秀雄君） それが可能なのかどうか確認をしてたんでしょう。

○委員（藤咲芙美子君） 可能でしょ、こんなの、こういうことは。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、それを確認したんでしょうと言っているの。まるっきり言いがかりでしょう。

○委員長（関 誠一郎君） だから、この陳情が上がってきて、結局町としては土木事務所にもこのようなことがあるよと、要するに綱渡しするような形、これが上がってきたことについてそういう土木事務所に情報を伝えるということは可能ですよね。

○副委員長（鯉渕秀雄君） それを確認しているんです。

○議長（小坏 孝君） そういうことが出てきたということは、本当に地区住民が困っているんだと思うんだよ。その中で、123号線のバイパスが那珂西地域、軌道敷のあとが県のほうの、国と県のほうの計画に入っていますので、それを合わせて推進してもらって、向こうは早くバイパスをつくるような、国と県のほうに計画が入ったので、それを推進してもいいんじゃないかなと思いますので、何とか合わせて。開通するまでは恐らく振動がすごだろうから、合わせてそのバイパスのほうも要するに早期開通をするような形とこの調査をしてもらうような形で2通りで推進するような形で、町においてはやってもらったほうがいいのかと思うんです。今年。

○委員長（関 誠一郎君） 陳情に関しては各常任委員会で付託して議論してもらいますので、よろしく願いいたします。

陳情の取扱いにつきましては、従来各所管常任委員会に付託し審査を行っていただいております。今回もそのような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、陳情第7号につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。菌部委員長、よろしく願いいたします。

次に、陳情第8号につきましては、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。河原井委員長、よろしく願いいたします。

次に、（2）番令和2年議会運営について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 令和元年における議運、全協、定例会の日程（案）につきましてご説明申し上げます。

別紙資料をごらん願います。

令和2年における議運、全協、定例会の日程予定表となっております。

第1回定例会でございますが、3月3日火曜日に開会、さかのぼりまして2月28日金曜

日に全員協議会を開催し、さらに2月25日火曜日を議会運営委員会とお示ししてごさいます。

次に、第2回定例会でございませうが、6月9日火曜日に開会、さかのぼりまして6月5日金曜日に全協、さらに6月2日火曜日を議運とお示ししてごさいませう。

次に、第3回定例会でございませうが、9月8日火曜日に開会、さかのぼりまして9月4日金曜日に全協、9月1日火曜日を議会運営委員会とお示ししてごさいませう。

最後に、第4回定例会でございませうが、12月8日火曜日に開会し、さかのぼりまして12月4日金曜日に全員協議会を開催し、さらに12月1日火曜日に議会運営委員会とお示ししてごさいませう。

さらに、ご審議をいただきたいのが、各会期の最終日でございませう。あくまで（案）でございまして、矢印でお示ししてごさいませう。今までですと直近の議会運営委員会で会期案は決定してごさいませうが、県内の市町村議会の状況を見ましても前もって会期が決定していないのは本町議会も含め二、三市町のみとなつてごさいませう。最終日の日程が前もって示されておれば、対外的に議会の日程が周知できますので、議員においても執行部においても、また傍聴者など町民においても予定が立てやすくなるものと存じます。

ちなみに、3月、9月の会期が11日間、6月、12月の会期が8日間で設定してごさいませう。これは曜日や祝日の都合で若干の変動はありますが、例年の議会の会期と同様、ほぼ同様に設定してごさいませう。

以上、令和2年における議運、全協、定例会の日程（案）についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（関 誠一郎君） ただいま令和2年の議会運営日程予定表（案）につきまして説明がごさいませう。これについて今まで、この初日はこの予定で行つてまいりましたが、最終日についていつも一般質問が終わつてから議運を開いて何時からというような話で進めてきたわけでありませうが、これをはつきりと日にちを決めちゃおうということでご理解をいただきたいと思ひませう。

これについてご質問等がごさいませうしたらお願ひいたします。

藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） ごめんなさい、事務局長。ほかの市町村ではどのようにしてけると言ひましたっけ。もう一度ちょっとすみませう。

○委員長（関 誠一郎君） 最終日までに日程全て決めて。

○委員（藤咲芙美子君） 決めてある。

○委員長（関 誠一郎君） ある。

○委員（藤咲芙美子君） あ、そうですか。

○委員長（関 誠一郎君） ということで、町、この城里町もそのようにしたいと。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 県のほうからも新聞社からも、予定はどうかといういつも電話がかかってくるんです。うちは最終日は未定ですという報告をしまして、そうすると決まっていないうちの市町村ぐらいなんです。なぜですかと聞かれるのですが、それがうちのルールでしたので何も答えようがなかったのですが、もう時代的にこうやって事前にもう、日程を決めておくのが今の議会の流れですので、今回提案したものでございます。よろしくお願ひします。

○委員（藤咲芙美子君） わかりました。

○委員長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○委員（藤咲芙美子君） そうしたら、ちょっと最後に。その他になっちゃうかな。その他でやります。

○委員長（関 誠一郎君） その他もあります。

○委員（藤咲芙美子君） では、後で。

○委員長（関 誠一郎君） では、ありがとうございます。

それでは、令和2年の議会運営につきましては、お手元の予定表（案）に基づき運営をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に（3）その他についてを議題といたします。

委員の皆様、何かございましたらお願ひいたします。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） 今も決まった、今回そういう形で決まりましたとか、それからあと、一般質問も3回までという質問が制限なしで決まるようになりました。それから1時間という制限が60分という制限が90分になりました。そういう項目が変わったことについて、申し合わせ事項項目というのはその都度変わるのでしょうか。それとも、この議運だけの変更になっていくんでしょうか。どのようになるのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（関 誠一郎君） 議運だけじゃなくて、全体で議会の流れが全てそのようになるということでしょうか。ここだけではない。

○委員（藤咲芙美子君） ここだけではなくて。

○委員長（関 誠一郎君） だから、ここで決定しないと全体の流れがその流れでいかないと。

○委員（藤咲芙美子君） では、申し合わせ項目の中にはきちんとそれが記されるわけなんですわね。

〔「申し合わせ項目」と呼ぶ者あり〕

○委員（藤咲芙美子君） 申し合わせ項目ってありますよね。

○委員長（関 誠一郎君） そうですね。

○委員（藤咲芙美子君） 事項ね。では、わかりました。それでね。

○委員長（関 誠一郎君） よろしくお願ひします。

ほかに。

ないようでしたら、次に執行部並びに事務局から何かありましたらお願ひいたします。

総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 3点ほどあるんですけれども、まず、議案第83号、84号の人事案件なんですけれども、できれば先議をお願ひしたいと思ひますので、お諮りをいただきたいと思ひます。3つ言っちゃっていい。

それと、先ほど藤咲議員さんのほうからありましたけれども、報告の第67号から第77号までにつきましては、会計年度任用職員関係の規則の改正になります。全てこれ、私が説明申し上げますけれども、できれば一気に説明をしたいと思ひますけれども、そちらもお諮りをいただきたいと思ひます。

それと、12月24日に子ども議会を開催いたしますので、議場のほうをお借りしたいと思ひます。それに伴ひまして、18日水曜日午後にリハーサルを行いたいので、18日も議場のほうをお借りしたいと思ひます。それと、できれば控室として使いたいので、委員会室も使用させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（関 誠一郎君） ただいま総務課長より説明がありました議案83、84の人事案件につきまして、先議したいということではありますが、皆さんのご意見を伺ひます。

よろしいでしょうか。先議でいいですか。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっと、先議する……まあいいか。ここで説明されるんですよ、このときに。説明していただけるんですよ。

○総務課長（鯉淵和己君） もちろん提案はいたしますので。

○委員（藤咲芙美子君） 今はできないんですか、この中で。

○総務課長（鯉淵和己君） はい。

○委員（藤咲芙美子君） できない。わかりました。

○委員長（関 誠一郎君） では、それは先議でよろしくお願ひいたします。

その2つ目、報告の67号から関連、一括説明をしたいという総務課長のお話が、それについてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） はい、ありがとうございます。

続きまして、12月24日に行われます子ども議会について、議会の使用また控室の使用について、総務課長からお話がありました、それについていかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） わかりました。

では、本会議場と控室ご使用の許可をいたします。

○総務課長（鯉渕和己君） ありがとうございます。

○委員長（関 誠一郎君） ほかに執行部から。ないですか。

事務局は。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 特にございません。

○委員長（関 誠一郎君） では、ほかに。

議長。

○議長（小塚 孝君） ちょっと皆さんにお願いしたいのですけれども、過日去年から東京地方裁判所に、城里町という議員さんらの悪口がインターネットに書かれて、非常にイメージダウンをしておりました。

そういう形の中で、去年私が議長になって間もなく東京地方裁判所のほうに開示請求を出しまして、今年の7月に開示されまして、議員さんという、本当に議員さんがやっているのかなという感じがして、そういう形で議員さんの名前が出てきまして、警察ですか、行って相談をしております。そういう形の中でいくと、非常に悪質な、やはりやってはいけない、議員であればこういうことはやってはいけないのではないかと、そういう形で皆さんの意見を聞いております。そういう中でいくと、やはり議会が、議会運営委員会で今度の議員さんがやっていたというやつに対して厳重な、要するに懲罰を与えていただけますよう、皆さんでお諮りをお願いしたいと思います。

一応、やはりやってはいけないことをやっていたと。それで、私も少し、皆さんに聞こえるように謝れば許してやるべと思うんだなんて言っていたんだけど、そういう寛大な気持ちでいたんですけれども、またこの間検察庁のほうに2回目の告訴を出されて、非常に侵害されて訴えられたり、そういう一方的にやられていますので、これは城里町の議会が愚弄されて、皆さんが本当にどういう思いをしているのかということも非常に拝聴したいと思うので、できれば全会一致で本当に重い罰を与えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（関 誠一郎君） 今議長からお話がありましたインターネットの誹謗中傷に関してのことなんですけれども、ここで非常に厳しい罰を与えてくれというような話ですが、議運としてどういう態度をとったらいいいのか。この文言に関しては、東京地方裁判所、そしてまた、水戸の地方裁判所等々で明らかになってきたのもあるし、明らかになっていくのかなと思いますが、ただ、議運として厳重に対応ということであれば、どのような対応をしたらいいのか。皆さんのご意見を伺います。

片岡委員。

○委員（片岡藏之君） 係争中のものには当たらず障らずがいいんじゃないですか。議会として。

○委員長（関 誠一郎君） 結果が出たやつもあるんです。

○委員（片岡藏之君） 結果が出れば出たであれなんでしょうけれども。

○委員長（関 誠一郎君） 結果は出ていますので、一つは。

○委員（片岡藏之君） 地方のほうでちゃんとしたものが出たならばあれでしょうけれども、出ていない係争中のものに関しては、当たらず障らずじゃないでしょうかね。

○委員長（関 誠一郎君） 今係争中のはあると思うんですけども、ただ、結果が出たのはありますので、それについて厳重に厳罰というような形で議運としてどのように対応していくか、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） これ、東京地方裁判所で開示されまして、本当に名前が出てきましたので、厳罰な処罰をお願いしたいと思います。

一応、何とか皆さんの気持ちを一つにして、ワンチームでお願いしたいと思います。

○委員長（関 誠一郎君） 厳罰という形の中で、どういう方法をとっていくかを皆さん。

○議長（小坏 孝君） 私、今まで議長をやっていて本当に公金横領問題、これもまとめようとして努力したんですけども、非常にいまだに謝罪もしていない、そういう形からいくと、何もその謝罪がない。私も当初は開示されたときに謝罪でもすれば許してやるかななんて話をしていたんですけども、もう態度がだんだん悪くなってきて、検察庁のほうに2回も告訴をされまして、非常に辛い思いをしております。私もあしたにでも議員をやめる立場にいるのかなと思っておりますので、ここでやはり本当に、どうなるか身分がわからないものですから、12月のうちに議員失職するかわからないものですから、本当に皆さんに重い罰を、やはり与えていただかないと私もせいせいしないものですから、よろしくをお願いします。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 今片岡議員が言ったように、継続中のものであることが先ですか。

それと、もう一つは、全体的な内容が把握できておりませんので、これは何とも、言える立場にない。その東京地裁の判決だって何が何だか一切わかっていないですからね、僕らは。

○議長（小坏 孝君） やはり、公表するとやはりプライバシーの保護にも当たるのかなと思って、全然新聞だのテレビ局だの非常に騒がれているんですけども、あえて私はそのテレビなど新聞など、今まで黙っていたんです。同じ議員さんで仲間だったから。

〔「新聞に出たという話は聞きました、この前」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） だから、そういう、それはそういう立場でいたのだけれども、非常に態度が許せないものですから、本当は私は除名処分くらいにしていきたいなど。

○副委員長（鯉淵秀雄君） だって、結論がみえていないんですもの。

○議長（小坏 孝君） 結論は見えなくても、やはり司法、東京で開示されていますので。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 開示されていると言ったって……。判断の根拠がまだつかめていないので。

○議長（小唄 孝君） 判断、そんなのは私が後で罰を受けますので、そういう判断だというのではなくて、もう議員だという名前が出た以上は、これは大きな問題だと思うので、本当は除名処分くらい私はしていただきたいと。皆さんの、全会一致でワンチームで。鯉淵議員らも書かれた経緯もあるんです。

〔「俺書かれた」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（鯉淵秀雄君） 菌部議員か、書かれていないの。

○議長（小唄 孝君） 書いてありますよ。

○委員（河原井大介君） 閲覧できますか。それは可能ですか。

○議長（小唄 孝君） ちょっと閲覧だけね。

○委員（河原井大介君） 閲覧だけだね。コピーしません。

○委員（菌部 一君） 片岡さんは書かれていないか。

○議長（小唄 孝君） 書かれているよ。

○委員長（関 誠一郎君） 書かれている。

○委員（片岡藏之君） 俺、そういうの興味ないから。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 2ちゃんねるなんてばからしいと思って。

○委員（河原井大介君） ああ、書いています。

○議長（小唄 孝君） その名前だけちょっと閲覧室で。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 今回そっちの最終判断の結論が出てからでも遅くはないんじゃないんですか。どっちがいいとか悪いとかはわかりませんもの。罰を与えて……。

○委員（河原井大介君） 今の見ると、完全に名前と住所とメールアドレスですから。書いていたんですね。

○委員長（関 誠一郎君） 裁判所が今のところ出しているから。

○議長（小唄 孝君） 昔、南條議員が泥棒だなんて言われたときには辞職勧告あたり出されたり、根本君が50万以上の報酬をもらっていたというだけで町長から辞職勧告を出された経緯があるし、そういうのからいけば、私もこれはいけば全員書かれているから除名処分かなというのが妥当かなと思うので。

○委員長（関 誠一郎君） そういう経緯があったね。そういえばね。根本さんが議案でのっかっちゃったもんな。

○議長（小唄 孝君） 泥棒と言っただけで辞職勧告、町長から50万以上の報酬をもらって、町長が辞職勧告を出している経緯があるし。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 町長、議案で出したんだよ、あれ。

○委員長（関 誠一郎君） 議案として、前例がない議案。

今議長が厳罰な対応というようなことでありますし、第一その東京の裁判所ではっきりと名前、住所があるのでそれも出ています。それで内容から見ても議員全員書かれている。一般人も書かれているという経緯があります。厳罰処置ということになれば、法的拘束が

あるかないかですけれども、辞職勧告というような形しかないのかなと思いますが、どうでしょうか。

〔「除名は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） 除名は……。辞職勧告決議案ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲さん、よろしいですか。

○委員（藤咲芙美子君） はい。

○委員長（関 誠一郎君） では、そういうことで決しました。

最終日、追加日程ですね。

〔「やり方」「やり方もお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） 最終日に辞職勧告という形で……。

〔「人事案件なら先議か」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） では、そういう形で進めたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

閉 会

○委員長（関 誠一郎君） 以上をもちまして、当委員会に付議されました全議案について審議を終了いたしました。

それでは、鯉渕副委員長より閉会の挨拶をいただきます。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 短時間ではありましたが、内容の濃い、非常に重要な審議をいただきました。ありがとうございます。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

午後 2時55分閉会